

訴 状

平成25年8月30日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士

田 川 章 次



同 訴訟代理人弁護士

内 山 新 吾



同 訴訟代理人弁護士

小 沢 秀 造



同 訴訟代理人弁護士

堀 良 一



同 訴訟代理人弁護士

永 井 光 弘



同 訴訟代理人弁護士

浅 野 正 富



同 訴訟代理人弁護士

嶋 田 久 夫



同 訴訟代理人弁護士

丸 山 明 子



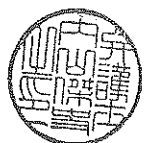
同 訴訟代理人弁護士

米 倉 大 樹



同 訴訟代理人弁護士

内 山 傑 史



同 訴訟代理人弁護士

石 口 俊 一



同 訴訟代理人弁護士

則 武 透



同 訴訟代理人弁護士

仁 比 聰 平



当事者の表示

別紙原告目録，同原告訴訟代理人目録，同被告目録記載の通り。

損害賠償等請求事件（住民訴訟）

訴訟物の価格 3 2 0 万円

貼用印紙額 2 万 1 0 0 0 円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は，山本繁太郎に対し，1 0 万円及びこれに対する平成 2 5 年 8 月 3 0 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 2 被告が，同人の管理する別紙目録記載の熊毛郡上関町大字長島地先公有水面に，同目録記載の中国電力株式会社が設置した灯浮標及び栈橋を，同社に撤去させることを怠っていることが違法であることを確認する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第 2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告らは，肩書地に居住する山口県の住民である。
- (2) 被告は，山口県知事の地位にあるものである。

2 損害賠償請求（地方自治法 2 4 2 条の 2 第 1 項 4 号）

(1) 違法な財産管理

ア 被告は，中国電力株式会社（以下「本件電力会社」という。）からの平成 2 4 年 1 0 月 5 日付設計概要変更・工事竣功期間伸長許

可申請（以下「本件許可申請」という。）に対し、同社からの4度にも及ぶ補足説明を経て、平成25年2月26日、標準処理期間が満了し、既に本件許可申請の審査に通常要する合理的期間を超えていたにもかかわらず、許可の判断を下さなかった（以下「本件不作為」という。）（甲1の1，甲2，甲4：5頁「b 確認された事実」）。

イ 被告は、申請に対する処分の標準処理期間について定めた行政手続法6条、山口県許認可等事務の標準処理期間に関する規定3条、4条、12条（甲2）、及び、誠実執行義務を定めた地方自治法138条の2に照らして、本件許可申請の審査に通常要する合理的期間内に拒否の判断をする法的義務を負っており、本件不作為は、かかる法的義務に反するので、別紙目録記載の熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という。）の違法な管理にあたる。

(2) 損害の発生及び額

本件不作為によって、山口県は、遅延期間中の審査に伴う用紙代、職員の人件費等の費用相当分の損害を被った。

その損害額は、10万円を下らない。

(3) 監査請求

原告らは、平成25年6月11日付けで上記違法な財産管理について住民監査請求をした（甲3）が、同年8月2日付けでこれを棄却する旨の決定通知を受けた（甲4）。

(4) 小括

よって、原告らは、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、山本繁太郎に対し、10万円及びこれに対する平成25年8月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による

遅延損害金の支払を請求することを求める。

3 怠る事実の違法確認（地方自治法242条の2第1項3号）

(1) 違法な財産管理の懈怠

ア 被告は、平成25年3月4日、本件許可申請に対し、回答期限を1年程度とする補足説明を本件電力会社に求めて審査を継続し、その間、同社に対する本件公有水面埋立の免許（以下「本件免許」という。）は失効しないものとして、許否の判断を先送りにする措置をとった（以下「本件措置」という。）（甲1の2，甲4：6頁「a 確認された事実」）。

イ 本件措置は、「正当ノ事由」があるときに限り県知事は期間伸長等の許可をすることができるとする公有水面埋立法（以下「法」という。）13条の2，及び、県知事の指定する期間（以下「指定期間」という。）内に工事の竣功ができずに免許が失効した場合には、「宥恕すべき事由」があるときに限り、県知事は、失効から3か月以内の範囲で、その効力を復活させることができるとする法34条但し書の厳格な要件を潜脱するものであり、重大かつ明白な違法があるとして無効である（甲5）。

ウ 本件措置が無効である以上、本件免許も指定期間の経過により既に失効しているというべきである（法34条1項2号）。

エ 本件免許が失効した以上、被告は、法35条本文及び地方自治法138条の2に照らして、本件公有水面を原状に回復させる法的義務を負っているものと解すべきである。それにもかかわらず、同人は、本件電力会社に対し、同社が設置した灯浮標及び栈橋（以下「灯浮標等」という。）を撤去させるなどの措置をとらずに、違法にこれを怠っている（甲6）。

(2) 損害発生の可能性

灯浮標等は、本件公有水面埋立工事の遅れにより、同水面上に放置された状態にある。設置から既にかかなりの日数が経過しており、風雨にさらされて劣化が進んでいる。特に、9基設置された灯浮標のうち、2基は破損しており、かなり危険な状態にある。他の灯浮標についても、いつこのような状態になるか分からない。

このような灯浮標等の放置は、本件公有水面の適切・安全な利用を著しく阻害するものであり、同水面の価値そのものを減ずるだけでなく、放置された灯浮標等に起因する船舶の事故によって、山口県が損害賠償責任を負うなどの財産的損害を被るおそれを内包するものといえる。

(3) 監査請求

原告らは、平成25年6月11日付けで上記違法な財産管理の懈怠について住民監査請求をした（甲3）が、同年8月2日付けでこれを棄却する旨の決定通知を受けた（甲4）。

(4) 小括

よって、原告らは、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、被告が、同人の管理する別紙目録記載の熊毛郡上関町大字長島地先公有水面に、同目録記載の中国電力株式会社が設置した灯浮標及び栈橋を、同社に撤去させることを怠っていることが違法であることの確認を求める。

証 拠 方 法

- 1 甲1の1号証 : 報道記事（中国新聞）
- 2 甲1の2号証 : 報道記事（広島平和メディアセンター）
- 3 甲2号証 : 許認可等事務の標準処理期間に関する規定
- 4 甲3号証 : 山口県職員措置請求書

- 5 甲 4 号証 : 監査結果通知書
- 6 甲 5 号証 : 公有水面埋立実務ハンドブック (7 2 ~ 7 9 , 1 1
8 ~ 1 2 5 頁)
- 7 甲 6 号証 : 平成 2 2 年度 埋立に関する工事の進捗状況図

添 付 書 類

- 1 訴状副本 1 通
- 2 甲 1 ないし甲 5 号証 (写し) 各 1 通
- 3 訴訟委任状 1 通

別紙

████████████████████	佐々木 明美
████████████████████████████	田中 照久
████████████████████	那須 正幹
████████████████████	河合 喜代
████████████████████████████	赤松 義生
████████████████████████████	嘉本 勲
████████████████████████████████	奈古屋 長世
████████████████████	田熊 昭二
████████████████████████████	林 洋武
████████████████████	大庭 平四郎
████████████████████	佐藤 文明
████████████████████████████	藤本 一規
████████████████████████████	山本 晴彦
████████████████████	安藤 公門
████████████████████	浜野 勝
████████████████████████████	尼崎 安秀
████████████████████████████████	荒木 敏昭
████████████████████	藤永 佳久
████████████████████████████	磯野 有秀
████████████████████████████	糸山 真理子
████████████████████████████	日坂 英子
████████████████████████████	藤井 郁子
████████████████████████████	山根 善夫
████████████████████████████ █████	吉田 達彦

別紙

被 告 目 録

〒 7 5 3 - 8 5 0 1

山口県山口市滝町 1 番 1 号 山口県庁内

山口県知事 山本 繁太郎

目 録

1 免許を受けた者

住所 広島県広島市中区小町4番33号

名称 中国電力株式会社

2 埋立場所

(1) 第一区

熊毛郡上関町大字長島字瀬水877番1から同大字字平野879番1に至る土地の先公有水面

(2) 第二区

熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦744番1から同大字字田ノ浦798番3に至る土地の地先公有水面

(3) 第三区

熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦744番1地先公有水面

3 埋立面積

(1) 第一区 9845.55m²

(2) 第二区 126660.66m²

(3) 第三区 1521.59m²

合 計 138027.80m²

4 埋立免許の年月日および番号

平成20年10月22日 指令平20港湾第442号

5 埋立に関する工事に着手した日

平成21年10月7日

6 竣功期限

平成24年10月6日

別紙

原告訴訟代理人目録

以下の者は、別紙原告目録記載の原告の訴訟代理人である。

(送達場所)

〒751-0823 山口県下関市貴船町三丁目1番1号 下関中央ビル
弁護士法人ピース 下関中央法律事務所

TEL 083-232-7167

F A X 0 8 3 - 2 3 5 - 0 1 6 2

原告代理人弁護士 田 川 章 次

同 内 山 傑 史

〒 7 5 3 - 0 0 7 4 山口県山口市中央4丁目2番4号
 弁護士法人 山口第一法律事務所

原告代理人弁護士 内 山 新 吾

〒673-0882 兵庫県明石市相生町2丁目8番2号
東播中央法律事務所

原告代理人弁護士 小 沢 秀 造

〒 8 1 3 - 0 0 1 3 福岡県福岡市東区香椎駅前2丁目15番3号 稲光ビル2階
福岡東部法律事務所

原告代理人弁護士 堀 良 一

同 丸 山 明 子

〒 6 5 0 - 0 0 1 5 兵庫県神戸市中央区多聞通 3-2-9 甲南スカイビル 7 1 0
くすのき法律事務所

原告代理人弁護士 永 井 光 弘

別紙

〒323-0034 栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号
浅野正富法律事務所

原告代理人弁護士 浅 野 正 富

〒370-0852 群馬県高崎市中居町3-3-7
嶋田法律事務所

原告代理人弁護士 嶋 田 久 夫

〒800-0039 福岡県北九州市門司区中町2番1号 フレスタ門司3階
弁護士法人ピース 門司中央法律事務所支部

原告代理人弁護士 米 倉 大 樹

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀4-24 7階 キュラーズ女学院前
石口俊一法律事務所

原告代理人弁護士 石 口 俊 一

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-8-25 大三ビル3階
岡山合同法律事務所

原告代理人弁護士 則 武 透

〒803-0816 福岡県北九州市小倉北区金田2-6-4 リーガルタワー2階
北九州第一法律事務所

原告代理人弁護士 仁 比 聰 平